

# 愛媛県武道館朝稽古会利用心得

- 1 朝稽古参加者は、常に節度ある態度で規律を守ること
- 2 稽古日は、次の日を除く日の午前6時30分より午前7時30分とする
  - (1) 休館日の月曜日（月曜日が祝祭日の場合はその翌日）
  - (2) 年末年始の休館日
  - (3) 愛媛県武道館が定めた行事等で稽古ができない日
  - (4) 台風・悪天候・地震等の風水害・災害等で警報が発令された日
  - (5) 感染症及び施設の破損等で稽古会を開催することが望ましくない日
- 3 施設利用上の注意事項を遵守すること
  - (1) 館内への出入りは、施設西側の通用入口を使用すること
  - (2) 朝稽古使用料は1人100円を徴収する（保護者等・運営委員は免除）
  - (3) 朝稽古参加者（同伴者・保護者を含む）は、愛媛県武道館利用者名簿に氏名、所属団体、体温（自宅で検温する）を記載すること
  - (4) 着替えは所定の場所（更衣室）で行い、道場内では行わないこと
  - (5) 道場内における飲食（水分補給は除く）・喫煙は禁止する
  - (6) 朝稽古中の事故（体調不良・ケガ等）は自己の責任とする
  - (7) 朝稽古終了後は道場の清掃を行い、午前8時までに身支度等（着替え・シャワー等）を終え、退館すること
  - (8) 道場内へは道着以外の被服（防寒着、ジャージ等）を脱いでから入場すること（同伴者、保護者、当番を除く）
  - (9) 指定された場所（道場、更衣室等）以外には立ち入らないこと

**県外・県内剣士の交剣知愛の場として参加をお待ちしております**

※ 県外剣士の方の参加については、氏名、年齢、県名および所属団体、称号・段位、及び来館予定日を愛媛県剣道連盟（[info@ehimekendo.gr.jp](mailto:info@ehimekendo.gr.jp)）までメールでお知らせ下さい。

**愛媛県剣道連盟**

**愛媛県武道館朝稽古会運営委員会**